



令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 令和4年4月1日現在の待機児童数は、11人となりました。
- 保育所等利用申請者数は73,538人、保育所等の利用児童数は70,601人でした。
なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は2,937人で、うち1,290人が育児休業の延長を希望されている方でした。
- 保留児童の状況や大規模開発等を見据えた地域のニーズを詳細に把握・分析し、既存の資源を最大限活用したうえで保育ニーズの高い地域を重点に必要な施設・事業を整備するなど、待機児童対策を進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士等の確保について、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R4-R3
就学前児童数	171,503	165,549	160,784	▲ 4,765
保育所等利用申請者数(A)	71,933	72,527	73,538	1,011
利用児童数(B)	68,512	69,685	70,601	916
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,421	2,842	2,937	95
横浜保育室等入所数(D)	661	455	437	▲ 18
横浜保育室・川崎認定保育園	152	107	58	▲ 49
幼稚園等預かり保育	92	87	105	18
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	229	145	140	▲ 5
年度限定保育事業	119	75	85	10
一時保育等	69	41	49	8
育休関係(E)(*1)	1,265	1,435	1,666	231
育児休業の延長を希望されている方	859	1,124	1,290	166
育児休業の延長を許容できる方	406	311	376	65
求職活動を休止している方(F)(*2)	214	101	116	15
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,254	835	707	▲ 128
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	27	16	11	▲ 5

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されており当面復職の意思がないことを確認できた方。育児休業は原則として子が1歳に達するまで取得できるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能。
- *2 主に自宅において求職活動をされている方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の9割以上を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	4人 36.4%	5人 45.5%	2人 18.2%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	11人 100.0%
保留児童数	697人 23.7%	1,654人 56.3%	364人 12.4%	142人 4.8%	54人 1.8%	26人 0.9%	2,937人 100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Bランク、Cランクの方が多く、7割以上を占めています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
R4年4月	1人 9.1%	4人 36.4%	4人 36.4%	1人 9.1%	1人 9.1%	0人 0.0%	0人 0.0%	11人 100.0%

※ランクについては、8ページの参考資料4をご参照ください。

(4) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園906園のうち、324園(2,125人)で定員外入所を実施している一方、482園(3,387人)で定員割れが生じています。

	定員外入所数			定員割れ人数			
	R3年4月 (A)	R4年4月 (B)	差引 (B-A)	R3年4月 (A)	R4年4月 (B)	差引 (B-A)	
施設数	364園	324園	▲40園	475園	482園	7園	
人数	2,293人	2,125人	▲168人	3,085人	3,387人	302人	
内訳	0歳児	▲103人	▲46人	57人	639人	731人	92人
	1・2歳児	1,292人	1,167人	▲125人	317人	365人	48人
	3～5歳児	1,104人	1,004人	▲100人	2,129人	2,291人	162人

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。
 ※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

2 令和4年度の待機児童対策の取組

凡例：【R3】令和3年度実績 【R4】令和4年度予算

(1) 整備量内訳

地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、市全体で1,290人分の受入枠を確保します。

取組	【R3】	【R4】
I 既存の保育・教育資源の活用		
既存施設での定員拡大	171人	50人
II 保育所等の新規整備		
認可保育所	575人	584人
横浜保育室の認可移行支援等	83人	57人
認定こども園	220人	116人
地域型保育事業		
小規模保育事業	163人	419人
家庭的保育事業	—	10人
III その他		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	▲54人
幼稚園等での預かり保育の拡充	171人	108人
企業主導型保育事業	102人	—
合計	1,485人	1,290人

(2) 既存の保育・教育資源の活用

保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大、年度限定保育事業、幼稚園等での預かり保育や2歳児受入れなど、既存資源を最大限活用し、多様化する保育ニーズに対応します。
また、保育・教育コンシェルジュを中心とした保育を希望する方へのきめ細かい相談支援や、小規模保育事業等の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

【令和4年度の重点取組】

・保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大【新規・拡充】

保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠を拡大するため、既存施設において、引き続き1歳児の定員増に加えて、比較的余裕のある0歳児の定員削減に助成を行うとともに、新たに3～5歳児の定員を削減し、1歳児受入れ枠を拡大する場合にも補助を実施し、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを進めます。

さらに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模な改修費用（老朽化した設備等の改修費用）への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入れ枠を拡大するための加算をモデル実施します。

(3) 保育所等の新規整備

既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、大規模な宅地開発などによりなお受入れ枠が不足する地域については、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備します。

【主な整備】

認可保育所の整備	<u>【R4】 584人（新規整備12か所）</u>	<u>【R3】 575人（新規整備12か所）</u>
認定こども園の整備	<u>【R4】 116人（6か所）</u>	<u>【R3】 220人（4か所）</u>
小規模保育事業の整備	<u>【R4】 419人（19か所）</u>	<u>【R3】 163人（10か所）</u>

(4) 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

依然として保育士等の確保が困難な状況です。これから保育者を目指す方に本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りをもって長く働ける職場環境の構築に向けて、事業者が実施する採用と定着の取組への支援の継続、充実を図ります。

【令和4年度の重点取組】

・保育士確保に向けた横浜の保育PR強化【拡充】

養成校の学生等に向けて、インスタグラム等を活用して「横浜で保育士として働く魅力」のPRを強化します。

・離職防止のための相談窓口の設置【新規】

保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るため、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置します。

・保育士宿舍借上げ支援事業【拡充】

市内保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行います。（申請件数 【R4】 4,465戸 【R3】 4,047戸）

・幼稚園教諭等住居手当補助事業【拡充】

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

（補助対象教諭等数 【R4】 416人 【R3】 232人）

・処遇改善【拡充】

引き続き、国の「処遇改善等加算Ⅱ」に併せて経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を実施します。また、新たに国が行う「処遇改善臨時特例事業」に合わせ、市として定める職員配置を満たすために市独自で行っている加算に係る部分等について、上乗せして処遇改善を行います。

(5) 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるため、研修・研究の実施による保育士等の人材育成や、監査や運営指導の実施などにより、保育の質の確保・向上を図ります。

【令和4年度の重点取組】

・「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践【拡充】

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

・医療的ケア児の受入れ推進【新規・拡充】

保育・教育施設で 医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定 します。さらに、医療的ケア児の受入れ体制を確保するための看護師雇用経費の拡充 を行います。

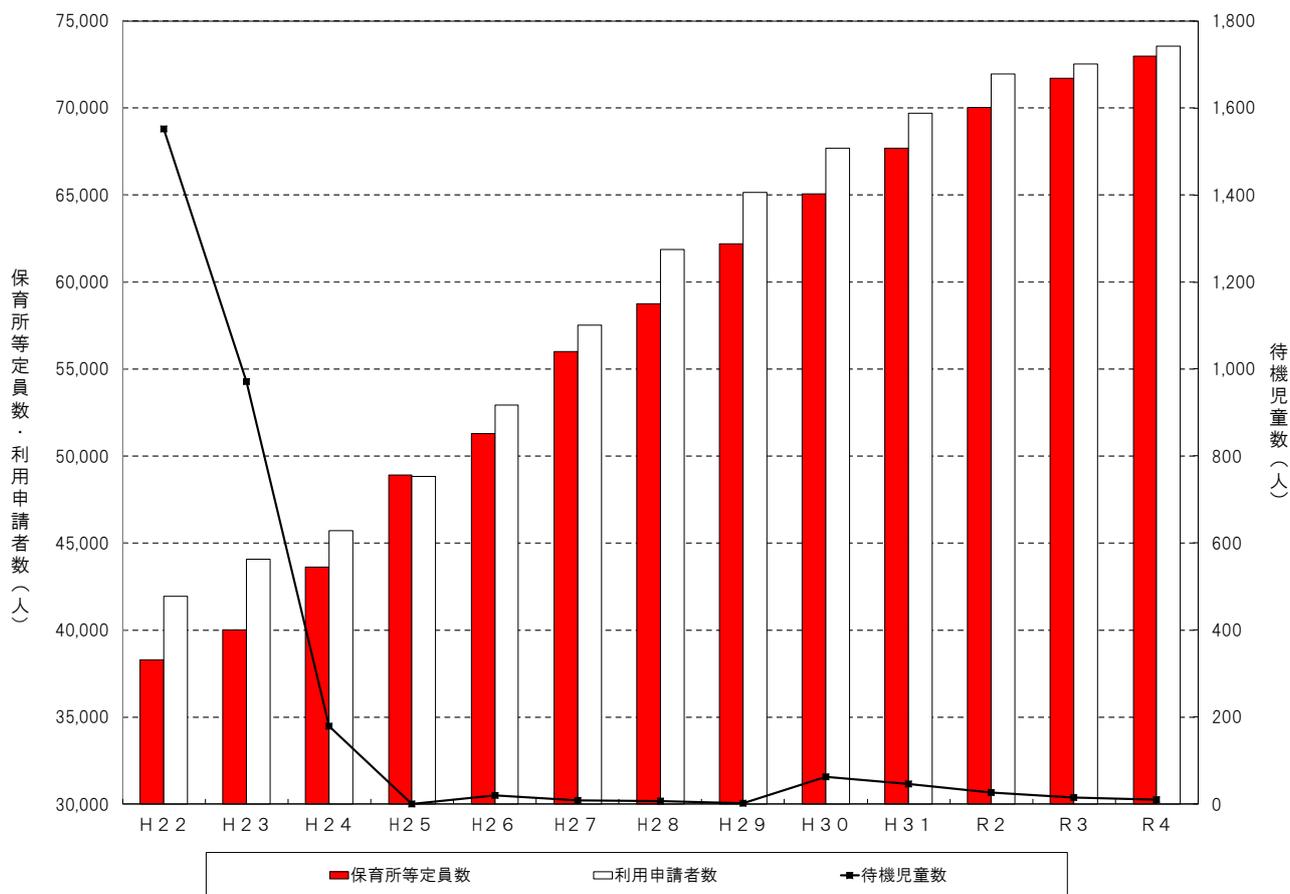
参考資料 1

令和4年度 区別保育所等の待機状況 —令和3年度との比較—

区名	令和3年4月1日現在						令和4年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	14,151	114	7,275	7,066	154	1	13,424	115	7,341	7,023	136	0
神奈川	10,885	84	5,325	5,177	222	0	10,609	86	5,499	5,213	190	0
西	4,751	37	1,956	1,934	131	1	4,613	39	2,105	1,994	75	0
中	5,661	45	2,310	2,201	89	2	5,310	46	2,382	2,161	76	0
南	7,105	48	2,925	3,053	126	1	6,886	48	2,939	3,053	160	2
港南	8,498	59	3,820	3,540	182	2	8,482	60	3,854	3,613	201	3
保土ヶ谷	8,348	55	3,744	3,614	125	0	8,003	55	3,776	3,684	158	1
旭	9,925	66	3,998	4,001	155	0	9,675	67	4,013	4,034	213	0
磯子	7,247	47	2,957	3,096	120	0	7,026	47	2,972	3,160	141	0
金沢	7,463	45	3,153	3,184	93	0	7,083	45	3,151	3,141	114	0
港北	18,179	140	8,933	8,757	356	5	17,677	149	9,291	9,014	337	4
緑	8,679	61	3,571	3,548	140	1	8,443	61	3,537	3,523	154	0
青葉	13,972	88	5,365	5,003	206	0	13,697	90	5,348	5,088	219	0
都筑	11,008	66	4,325	3,876	121	0	10,585	68	4,397	3,957	175	0
戸塚	13,666	91	5,595	5,567	322	3	13,416	97	5,858	5,766	238	1
栄	4,667	24	1,665	1,731	92	0	4,704	25	1,655	1,770	136	0
泉	6,408	45	2,964	2,635	124	0	6,312	46	3,009	2,645	120	0
瀬谷	4,936	31	1,817	1,702	84	0	4,839	32	1,839	1,762	94	0
合計	165,549	1,146	71,698	69,685	2,842	16	160,784	1,176	72,966	70,601	2,937	11

参考資料2

待機児童数等の推移



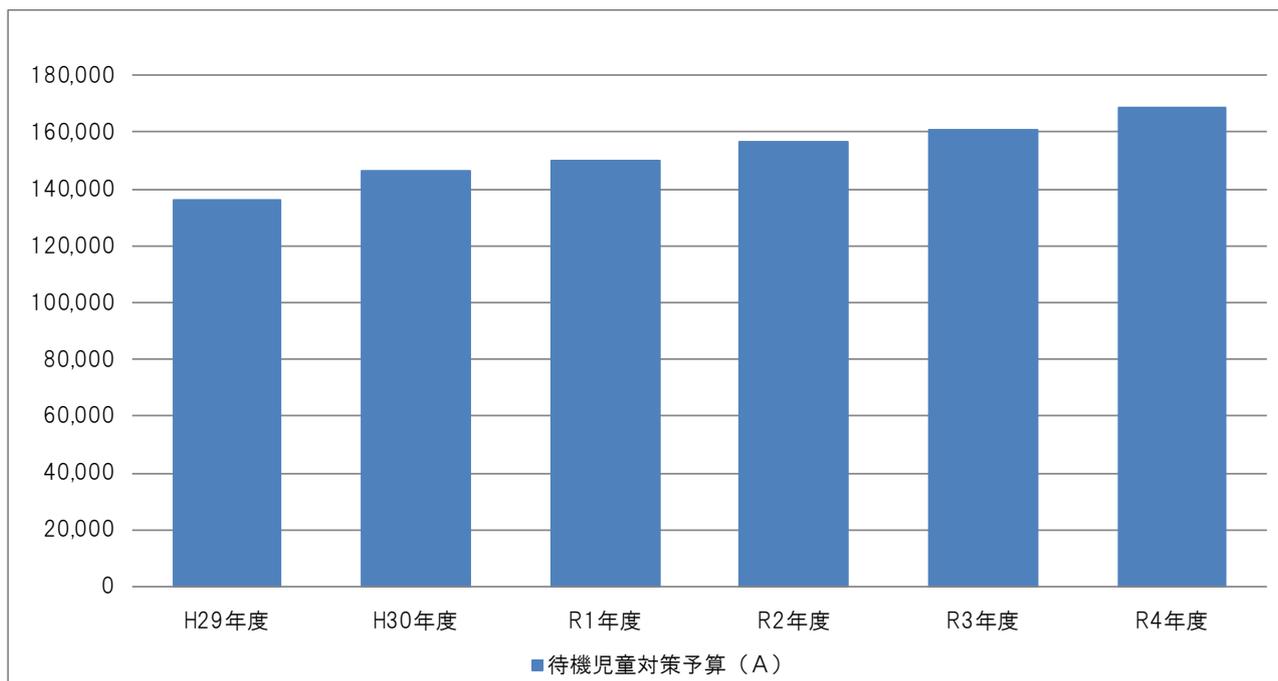
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
保育所等施設数	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106	1,146	1,176
保育所等定員数	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015	71,698	72,966
就学前児童数 (A)	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503	165,549	160,784
利用申請者数 (B)	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933	72,527	73,538
申請率 (B/A)	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%	43.8%	45.7%
利用児童数	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512	69,685	70,601
保留児童数	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421	2,842	2,937
待機児童数	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27	16	11

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 29 年度から令和 4 年度の待機児童対策予算の変遷



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
待機児童対策予算 (A)	136,166	146,229	149,869	156,437	160,854	168,756
うち保育所等運営費予算	122,633	133,525	137,198	143,613	148,415	156,572
横浜市一般会計予算 (B)	1,645,892	1,730,007	1,761,506	1,740,016	2,007,261	1,974,874
(A) / (B)	8.3%	8.5%	8.5%	9.0%	8.0%	8.5%

参考資料 4

利用調整基準

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

お問合せ先		
こども青少年局保育対策課長	渡辺 将	Tel 045-671-3955